

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

士別市（以下「本市」といいます。）では、平成15（2003）年3月に、「士別市福祉のまちづくり条例（※1）」を制定し、すべての人々が安心して快適に暮らし、自由に社会参加ができるよう、福祉のまちづくりの推進に努めています。

平成26（2014）年度にそれまで取り組みを進めてきた「第2期士別市地域福祉計画」について検証を行うとともに、社会状況の変化や地域の実情に基づき、今後における本市の地域福祉をさらに推進するため、「第3期士別市地域福祉計画」を策定し、計画期間を平成27（2015）年度から31（2019）年度までの5年間とし、計画を推進してきました。

また、同じく平成27（2015）年度に「士別市健康長寿推進計画」を策定し、「健康・スポーツ都市」と「健康長寿日本一」をめざしたまちづくりを進めるなか、令和元（2019）年度からは新たに「士別市健康長寿推進条例（※2）」を制定し、健康づくりに関する基本理念を定め、市の責務と市民・事業者・教育機関等には関係団体の役割を明らかにするとともに、健康づくりの推進について基本的事項を定めることで、市民の健康保持・増進と健康寿命の延伸を図る取り組みを進めています。

一方で、本市を取り巻く社会情勢に目を向けると、加速度的に進む少子高齢化を始め、核家族化、生活スタイルの多様化、虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）に加え、近年では生活困難が複合化している人や世帯の増加、また、晩婚化・晩産化などを背景とする親の介護と子育てを同時に担うダブルケアや老々介護の問題、更には近年大きな社会問題となっている子どもの貧困など、これまで以上に多様な生活課題が取り沙汰されています。

また、家庭や地域のなかで、共に助け合う、支え合う、といった社会的なつながりが希薄になってきているとともに、引きこもり[※]や支援拒否、セルフネグレクト[※]など自ら社会との関わりを拒否し、孤立化する人が増加しています。

こうしたさまざまな生活課題の解決に取り組むべく、前計画を継承しつつ「自助・互助・共助・公助」による地域福祉の更なる充実を図るとともに、高齢者、障がいのある人、子育て中の人、子ども、生活が困窮している人など、一人ひとりが地域でさまざまな関わりを持ち、「地域」が共に支え合い、助け合いながら、誰もが暮らしやすいまちの実現をめざしていくために、第4期士別市地域福祉計画を策定します。

※引きこもり：仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とほとんど交流がない人の状況をいいます。厚生労働省では、こうした状態が6か月以上続いた場合を定義としています。

※セルフネグレクト：成人が普通に生活する意欲や能力を失い、自分の健康や安全を損なうことをいいます。必要な食事をとらなかったり、不衛生な環境で生活をしたり、医療機関の受診や福祉サービスを拒否するなどの行為が当てはまり、家族や地域から孤立する要因となっています。

■障がいの表記について

本計画書における「障害（障がい）」の表記については、「害」という漢字からくる印象を考慮し、法令などで定めている項目や固有の名称を除き、「障がい」と表記します。

(※1) 土別市福祉のまちづくり条例（前文）

すべての市民が、基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加のできるやさしいまち土別を実現することは、市民の共通の願いである。

このようなまちを実現するためには、障害のある人もない人も、お年寄りも若者も、また、大人も子どもも、多様な個性を有する一人ひとりが、住み慣れた地域において自らの意思に基づき、自立した生活を送り、かつ、社会参加を果たしていけるよう、市民一人ひとりがお互いに理解し、思いやりの心を持って尊重しあい、相互に支え合っていける社会を構築していく必要がある。

これからの社会がかつて経験したことのない高齢社会となることを考えるとき、私たちは、障害者や高齢者など日常生活や社会活動を行う上で行動上の制限を受ける人々の不自由さを感じとり、これらの人々が自由に生き生きと生活できるまちが、すべての人にとってやさしく住みよいまちづくりにつながるとの認識の下、社会のあらゆる分野で福祉的配慮が行きわたったまちづくりを協働という力によって積極的に推し進めなければならない。

私たち土別市民は、福祉のまちづくりに力強い一歩を踏み出すことが今日課せられた市民の責務であるとの思いを共有するとともに、その使命を深く自覚し、その役割を積極的に果たしつつ、一体となって人にやさしい福祉社会の実現に向けて取り組むことを決意し、ここに、この条例を制定する。

(※2) 土別市健康長寿推進条例（前文）

近年、社会環境の改善や医療技術の進歩により平均寿命が延びるなか、生涯にわたり明るく元気に生きがいを持って生活していくためには、何よりも健康であることが重要です。

急速な高齢化や生活習慣の変化により、全国的にがん・心疾患・糖尿病などの生活習慣病になる人や介護を必要とする人が増加するなか、土別市では「健康・スポーツ都市宣言」のもと、スポーツを通じた健康づくりのため「市民皆スポーツ」を推進しているほか、「土別市健康長寿推進計画」を策定し、住み慣れた地域でいつまでも健康で充実した生活ができるよう、健康寿命の延伸をめざした取り組みを進めています。

健康寿命の延伸には、市民一人ひとりが、自身の健康状態を正しく理解し、主体的に健康づくりに取り組むとともに、市・市民・事業者・教育機関・関係団体がそれぞれの責務や役割を担いつつ健康づくりの活動を推進していくことが必要です。

そこで、すべての市民が健康で心豊かに暮らせる地域社会の実現をめざし、市全体で健康長寿の取り組みを推進していくため、この条例を制定します。

1-2 社会福祉法の改正と新たな方向性

平成29(2017)年に「地域包括ケアシステムのための介護保険法等の一部を改正する法律」が可決、成立したことに伴い、社会福祉法が一部改正され平成30(2018)年4月1日から施行されました。

この改正社会福祉法(※3)には、これまでの地域福祉の対象や考え方の進展などが反映されているほか、新たに「高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会」(以下、「地域共生社会」といいます。)の実現に向け、市町村や都道府県が取り組むべき事項等が盛り込まれました。

具体的には、「他人事」になりがちな地域の課題を、住民が「我が事」として捉え、主体的に課題の解決に取り組むことが掲げられており、支え手と受け手に分けて捉えるのではなく、住民それぞれが自分らしさを生かして関わり合う“支え合い”がこれからの地域づくりに求められています。

また、市町村にはその地域づくりの取り組みへの支援と、医療・介護・障がい者福祉といった制度ごとに「縦割り」で整備された公的な支援体制を見直し、個人や世帯が抱えるさまざまな問題を「丸ごと」支援していくための、ワンストップサービスや総合相談窓口の設置といった体制づくりが求められています。

国はこれまでも、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるいわゆる「地域包括ケアシステム」の構築を推進していますが、地域共生社会はこれをより進化させ、困難を持つあらゆる人を地域で支えるための仕組みといえます。




(※3) 改正社会福祉法（平成 30 年 4 月 1 日施行）抜粋

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

コラム リボン運動をご存じですか？

皆さんは  のようなリボンを身につけている人を見かけたことはありませんか？

これは「アウェアネス・リボン(Awareness ribbon)」と呼ばれるもので、社会問題や難病等に対する啓発活動や、支援の意思を表明するために身につけるリボンです。アウェアネスの和訳は「気づき・認識」です。

リボンを輪にして折り、ピンで留めるのが基本的スタイルで、以前は衣服や持ち物につけるのが主流でしたが、最近ではより多くの人たちに活動を発信するべく、サイトや SNS 等に掲げられることも多くなりました。

また、リボンの色は運動の母体となっている組織や団体が、象徴としてそれぞれで定めていることから多種多様であり、また、同じ色でも支援する課題が異なります。

自分の興味を引くような運動がないか調べるとともに、リボン運動に積極的に参加してみませんか？以下にリボン運動の一例をお示しします。

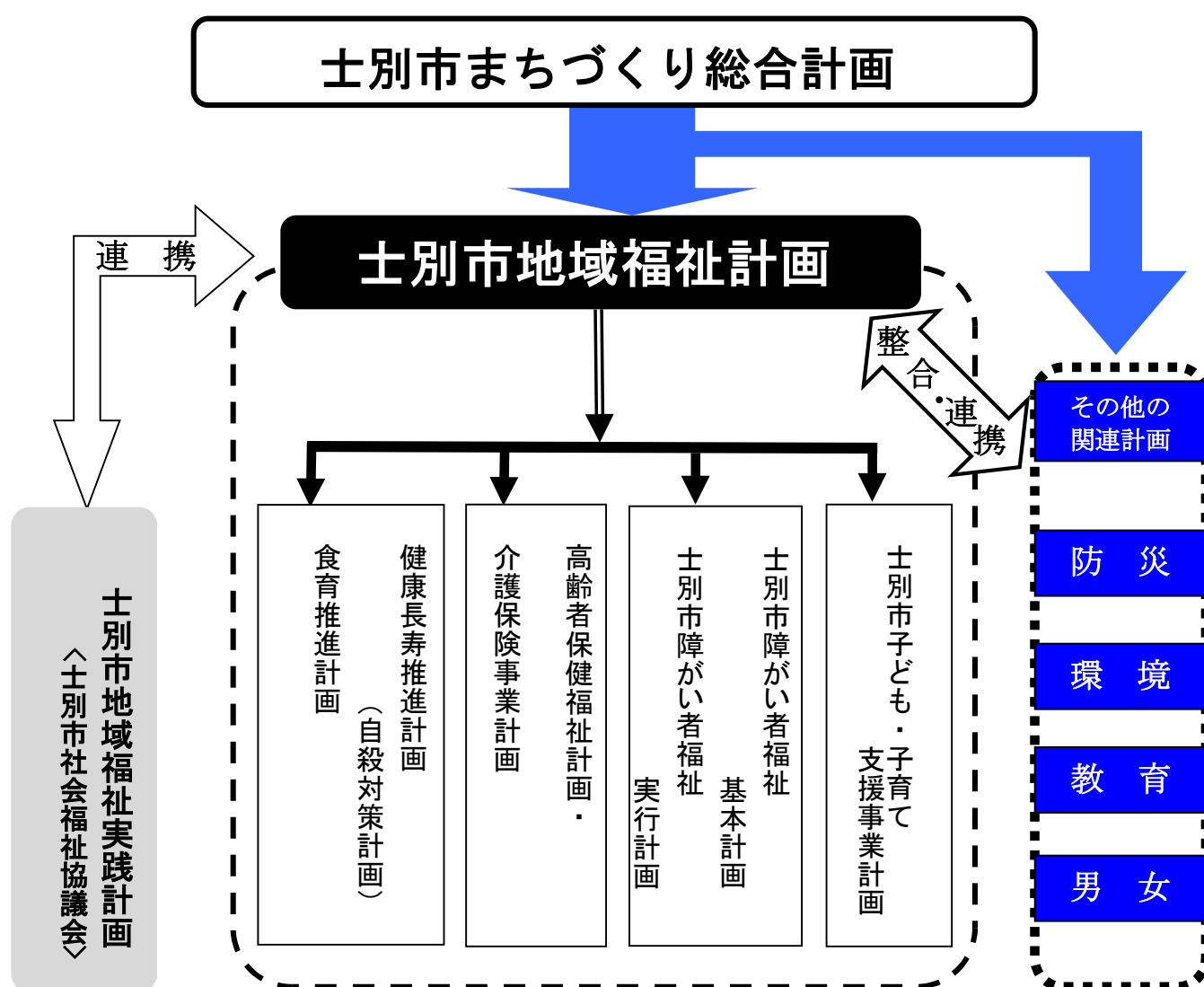
色	意味
赤 色	HIV（エイズ）に対する理解や支援、飲酒運転撲滅
桃 色	乳がんの予防と啓発
青 色	受動喫煙防止
緑 色	環境保護活動、臓器移植の普及
紫 色	女性への DV 根絶
黄 色	障がいのある人の社会参加推進、自殺防止
橙 色	児童虐待防止

1-3 地域福祉計画の位置づけ

この計画は、「社会福祉法第107条（※4）」に基づく市町村地域福祉計画であり、士別市まちづくり総合計画を最上位計画に、高齢者、障がい者、児童等に関わる各個別計画の上位計画に位置付けるとともに、その他の関連計画との整合性と連携を図りながら、市民主体のまちづくりや幅広い市民の参加を基本として、市民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とし、今後の地域福祉推進のための方向性を示すものです。

また、士別市社会福祉協議会が策定する自主的な福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉実践計画」と相互連携を図っていきます。

■他計画との関係（イメージ図）



『地域福祉実践計画』とは「社会福祉協議会が呼びかけて、市民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」（全国社会福祉協議会地域福祉部「地域福祉活動計画策定指針」平成15年11月より抜粋）とされています。

(※4) 改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

1-4 計画の期間

第4期計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

■地域福祉計画と既存計画等の計画期間

計 画	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
士別市まちづくり総合計画				→							
士別市地域福祉計画		第3期				第4期					
士別市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画				第7期		第8期					
士別市障がい者福祉基本計画				第4期							
士別市障がい者福祉実行計画				第5期		第6期					
士別市子ども・子育て支援事業計画		第1期				第2期					
士別市健康長寿推進計画（士別市自殺対策計画）		第1期									
士別市食育推進計画		第2期				第3期					
士別市地域福祉実践計画		第2期				第3期					



1-5 地域福祉計画とは ～市民が主体の計画～

(1) 自助・互助・共助・公助の組み合わせの計画

社会や産業構造の変化により、家族の絆や地域のつながりが希薄になってきていると言われており、本市においても、子育てや介護・介助などの支援を必要とする人、あるいは家庭での困り事や悩み事を抱える人が増えていることが懸念されています。

こうしたさまざまな課題に対し、個人や家族で解決する「自助」、友人、隣近所、クラブ活動の仲間など個人的な関係性を持つ人たちの力で解決する「互助」、制度化された相互扶助である社会保障制度や年金、介護保険制度などの「共助」、行政や制度的なサービスを利用して解決する「公助」、さらにこれらの組み合わせにより解決していくことが求められています。

土別市をもっと暮らしやすいまちにするために、市民・事業者・行政と一緒に地域福祉を推進していくうえでの羅針盤となる計画を策定する必要があります。

(2) すべての市民が主体となり、地域が舞台となる計画

社会福祉は、行政から市民への給付という形から、個人の尊厳を重視し、自分に適したサービスを選択できる形へと変化を遂げてきました。また、少子高齢化や核家族化などにより、福祉ニーズは複雑・多様化し、行政サービスだけでは市民要望に答えきれなくなっています。

さまざまな福祉課題を解決していくためには、行政サービスに加え市民参加による地域福祉活動を進めていく必要があります。その活動は、現に福祉サービスを利用している人だけを対象としたものではなく、すべての市民が対象であり、主体となります。

土別市にはたくさんの方が生活しています。それぞれの思いや生き方も違います。大切なのは、一人ひとりがお互いを尊重しながら、「助ける人」と「助けられる人」という一方的な関係ではなく、「持ちつ持たれつ」「お互い様」という対等な相互関係を築くことです。

私たちのまちをもっと暮らしやすくするためには、自分ができる小さなことを地域の中に少しずつ広げ、一人ひとりが地域の担い手となる必要があります。

(3) 地域福祉の担い手とは

地域福祉は、行政だけでなく、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動しているすべての人や団体」が推進の担い手です。

具体的には、地域住民、自治会、企業、商工会議所、商工会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア団体、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）、学校、社会福祉法人、民間福祉サービス事業者や土別市で働く人などで、それらの人々が行政と協働で地域福祉を進めることが重要です。